

令和5事務年度 法人税等の調査事績の概要

令和6年11月
東京国税局

I 調査事績の概要

- 1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要
- 2 源泉所得税等の調査事績の概要

II 主要な取組

- 1 消費税還付申告法人に対する取組
- 2 海外取引法人等に対する取組
- 3 無申告法人に対する取組

I 調査事績の概要

1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和5事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人14,670件（前年対比96.6%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は11,523件（同98.4%）、その申告漏れ所得金額は4,752億8百万円（同131.7%）、追徴税額は987億96百万円（同122.3%）となっています。

○ 法人税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	15,181 件	162.4 %	14,670 件	96.6 %
非違があった件数	2	11,708 件	159.8 %	11,523 件	98.4 %
うち不正計算があった件数	3	3,103 件	143.1 %	3,277 件	105.6 %
申告漏れ所得金額	4	360,883 百万円	149.0 %	475,208 百万円	131.7 %
うち不正所得金額	5	93,506 百万円	134.2 %	83,127 百万円	88.9 %
調査による追徴税額	6	80,755 百万円	128.8 %	98,796 百万円	122.3 %
うち加算税額	7	12,780 百万円	124.4 %	14,313 百万円	112.0 %
不正発見割合(3/1)	8	20.4 %	▲ 2.8 ポイント	22.3 %	1.9 ポイント
調査1件当たりの申告漏れ所得金額(4/1)	9	23,772 千円	91.7 %	32,393 千円	136.3 %
不正1件当たりの不正所得金額(5/3)	10	30,134 千円	93.8 %	25,367 千円	84.2 %
調査1件当たりの追徴税額(6/1)	11	5,319 千円	79.3 %	6,735 千円	126.6 %

(注)1 令和5事務年度の調査事績は、令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和5年7月から令和6年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

2 追徴税額には、加算税及び地方法人税を含みます。

(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和5事務年度においては、法人消費税について、14,357件（前年対比95.5%）の実地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は8,984件（同96.5%）、その追徴税額は499億62百万円（同68.2%）となっています。

○ 法人消費税の実地調査の状況

項目		事務年度等		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
実地調査件数	1	15,028	161.9	14,357	95.5		
非違があった件数	2	9,308	156.9	8,984	96.5		
うち不正計算があった件数	3	2,578	146.2	2,693	104.5		
調査による追徴税額	4	73,287	162.2	49,962	68.2		
うち不正計算に係る追徴税額	5	16,566	142.9	11,746	70.9		
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	4,877	100.2	3,480	71.4		
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	6,426	97.7	4,362	67.9		

(注)1 令和5事務年度の調査事績は、令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和5年7月から令和6年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

2 追徴税額には、加算税及び地方消費税(譲渡割額)を含みます。

2 源泉所得税等の調査事績の概要

令和5事務年度においては、16,182件（前年対比98.2%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は6,147件（同100.1%）で、その追徴税額は149億4千万円（同92.4%）となっています。

○ 源泉所得税等の実地調査の状況

項目		事務年度等		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
源泉徴収義務者数(給与所得)	1	981,680	100.1	982,206	100.1		
実地調査件数	2	16,483	164.8	16,182	98.2		
非違があった件数	3	6,139	161.6	6,147	100.1		
うち重加算税適用件数	4	1,029	148.1	1,134	110.2		
調査による追徴税額	5	16,169	168.1	14,940	92.4		
うち重加算税適用追徴税額	6	4,741	132.1	5,172	109.1		
調査1件当たりの追徴税額(5/2)	7	981	102.1	923	94.1		

(注)1 令和5年7月から令和6年6月までの間に処理を終了した調査に係るものを集計しています。

2 追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

Ⅱ 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

～ 消費税還付法人に対し、総額 201 億円を追徴(うち不正還付 32 億円) ～

➤ 東京国税局では、令和4年9月に「消費税不正還付対策本部」を設置し、不正に還付申告を行っていると思われる輸出免税法人及び輸販場経営法人などに対する還付審査、実地調査、不正転売にかかるブローカーなどに対する実地調査、即時徴収等に関係部課が協働して対処しております。

また、輸出物品販売場制度を悪用して、不正に消費税免税物品の売買等を行った者への対応については、関係省庁とも連携し、厳正な課税処理に努めています。

➤ 令和5事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、1, 599件(前年対比88.8%)に対し実地調査を実施し、消費税201億1百万円(同62.5%)を追徴課税しました。また、そのうち240件(同84.2%)は不正に還付金額の水増しなどを行っており、32億85百万円(同44.5%)を追徴課税しました。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	1,801 件	138.5 %	1,599 件	88.8 %
非違があった件数	2	1,132 件	130.9 %	1,005 件	88.8 %
うち不正計算があった件数	3	285 件	134.4 %	240 件	84.2 %
調査による追徴税額	4	32,162 百万円	167.5 %	20,101 百万円	62.5 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	7,379 百万円	185.9 %	3,285 百万円	44.5 %
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	17,858 千円	120.9 %	12,571 千円	70.4 %
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	25,890 千円	138.3 %	13,687 千円	52.9 %

(注)1 令和5事務年度の調査実績は、令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和5年7月から令和6年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

2 追徴税額には、加算税及び地方消費税(譲渡割額)を含みます。

2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

～ 海外取引等に係る調査で1, 877億5百万円の申告漏れを把握 ～

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外の取引先への手数料を水増し計上するなどの不正計算を行うものが見受けられます。このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- 令和5事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を3, 668件（前年対比100.0%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを、993件（同105.9%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を1, 877億5百万円（同122.1%）把握しました。

○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
実地調査件数	1	件	%	件	%	件	%
		3,668	168.0	3,668	100.0		
海外取引等に係る非違があった件数	2	件	%	件	%	件	%
		938	147.3	993	105.9		
うち不正計算があった件数	3	件	%	件	%	件	%
		84	127.3	98	116.7		
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	4	百万円	%	百万円	%	百万円	%
		153,765	149.7	187,705	122.1		
うち不正所得金額	5	百万円	%	百万円	%	百万円	%
		5,465	142.7	4,462	81.6		

2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

～ 海外取引等に係る源泉徴収漏れ、27億83百万円を追徴 ～

- 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、非居住者や外国法人に対する支払（非居住者等所得）について、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、源泉所得税等の観点から、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- 令和5事務年度においては、非居住者や外国法人に対する科学技術等に関する人的役務提供事業の対価や工業所有権等の使用料等などの支払について源泉所得税等の課税漏れを713件（前年対比100.8%）把握し、27億83百万円（同95.9%）を追徴課税しました。

○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項目		事務年度等		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
非違があった件数	1	件	%	件	%	件	%
		707	176.8	713	100.8		
調査による追徴本税額	2	百万円	%	百万円	%	百万円	%
		2,901	136.6	2,783	95.9		

3 無申告法人に対する取組

～ 無申告法人から113億55百万円を追徴 ～

- 無申告は、適正な申告をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報を活用して的確に無申告法人を把握し、稼働しているにもかかわらず無申告である法人に対して積極的な調査を実施しています。
- 令和5事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると見込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税70億54百万円（前年対比137.5%）、消費税43億1百万円（同90.8%）、合わせて113億55百万円（同115.1%）を追徴課税しました。
- このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった法人に対し、法人税31億72百万円（同88.4%）、消費税20億9百万円（同73.5%）、合わせて51億81百万円（同81.9%）を追徴課税しました。

○ 無申告法人に対する実地調査の状況

項目	事務年度等	令和4		令和5		
		件数等	前年対比	件数等	前年対比	
法人税	実地調査件数	1	件 619	% 116.8	件 685	% 110.7
	うち不正計算があった件数	2	件 202	% 126.3	件 208	% 103.0
	調査による追徴税額	3	百万円 5,131	% 95.9	百万円 7,054	% 137.5
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	百万円 3,590	% 82.9	百万円 3,172	% 88.4
消費税	実地調査件数	5	件 559	% 117.9	件 599	% 107.2
	うち不正計算があった件数	6	件 173	% 133.1	件 173	% 100.0
	調査による追徴税額	7	百万円 4,737	% 132.3	百万円 4,301	% 90.8
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	百万円 2,735	% 129.0	百万円 2,009	% 73.5
調査による追徴税額合計		9	百万円 9,868	% 110.5	百万円 11,355	% 115.1
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		10	百万円 6,325	% 98.1	百万円 5,181	% 81.9

(注)1 令和5事務年度の調査実績は、令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和5年7月から令和6年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

2 追徴税額には、加算税、地方法人税及び地方消費税(譲渡割額)を含みます。